

Q 出張中のホテル火災による火傷は業務災害になりますか

A 労働者の出張中には、いろいろな日常生活行為が含まれています。その1つひとつは明らかに自宅にいるときと同様なものかもしれませんが、出張中の場合には、そうした個々の行為を含めて一連の業務行為とみなされます。

したがって、出張先のホテルや旅館などで火災があり被災した場合は、その宿泊施設が出張の目的にかなっている合理的なものである限り業務上の災害とみなされることになります。

一方、本来宿泊すべき施設の範囲を逸脱した場所（事業主から旅館を指定されているにもかかわらず、自己の都合で遠隔地の他所へ泊まった場合など）においては、業務遂行性を失っているといえますから、業務外の災害とみなされることになります。

また、泥酔してホテルの階段から落ちたとか、街で飲み歩いて負傷したという場合には、明らかに業務遂行性が失われており、このような私的・恣意行為によって自ら招いた災害には業務起因性は認められません（業務と捉えられている接待や懇親会などで、業務に関連して多少の飲酒をして、被災した場合には、個別具体的に内容や状況を判断したうえで、業務上災害とされる可能性もありますしさらに、滞在が長期間に及ぶなど、宿泊場所が住居として取り扱われるのにふさわしいと判断される場合は、業務遂行性は失われます。